

家屋に係る固定資産税の課税誤りの発生について

家屋に係る固定資産税の課税誤りが発生しました。詳細は下記のとおりです。このような事態が発生し、対象者にご迷惑をおかけいたしましたこと、更には市民の皆様の信頼を損ねたことに対し深くお詫び申し上げます。

記

1 概要

家屋に係る固定資産税において、売買されていない家屋の所有権移転処理を誤って実施したため、令和4年度から令和6年度までの3年間、過大に賦課を行っていました。一方、本来の所有者の課税台帳に登録されていないことが判明しました。

2 経過

令和6年11月下旬、家屋所有者の代理人から、固定資産評価証明書に所有の家屋（倉庫）が記載されていないとの申出があり、調査したところ、誤って他の所有者に課税していたことが判明しました。

○対象家屋

木造平屋建 71.71㎡ 付属屋農家（倉庫）

○対象納税義務者数

還付対象納税義務者数1人（A氏）、遡及課税対象納税義務者1人（B氏）

課税台帳を修正し、過大に請求している場合は還付し、改めて課税を実施する場合は遡及課税することとなります。

○更正金額

令和4年度から令和6年度の3年間の総額12,300円

3 原因

家屋の所有権異動については、法務局からの通知書等に基づき、翌年度課税に向けて異動処理を実施しています。本件は、令和3年12月のB氏からA氏への家屋の所有権移転に伴う、家屋の異動処理を行った際、対象家屋（倉庫）についても、異動があったものと担当者が誤認し、異動処理を行った結果、翌年度よりA氏に固定資産税の課税を行っていました。

担当者以外の職員が、確認を行っていますが、その際も誤りに気づけなかったものです。

4 対応

両対象者には、状況報告及び謝罪を行っています。A氏については、過年分と現年課税分の固定資産税の速やかな還付処理を行います。B氏については、改めて、金額等の詳細を説明後、新たに課税を行います。

5 今後の再発防止策

- ・『異動処理の3重確認(トリプルチェック)』体制を強化し、確認の徹底を図ります。
- ・担当者により作業・判断のブレが生じないように、業務マニュアルの改善と業務研修などによる業務スキルの向上を図ります。